

## 地域安全まちづくり審議会「第2回企画部会」議事録

### 1 日時

平成18年7月19日(水) 19:00~21:10

### 2 場所

ひょうご女性交流館501会議室

### 3 出席者

#### 委員

池田委員(代理:森県経営者協会常務理事)、井上委員、岡委員(代理:伊窪神戸市立名倉小学校校長)、瀬渡委員、高田委員、山下委員

#### 県側

木村地域協働局長、藤原地域安全課長、武井住宅計画課長ほか幹事課室等

### 4 内容

#### (1) 地域安全まちづくり条例に基づく指針の概要について

(事務局から、資料1に基づき、指針の概要を説明)

#### (2) 「指針骨子案」について

(事務局から、資料2、資料3、資料5に基づいて、順次説明)

#### (3) 今後のスケジュールについて

(事務局から、資料6に基づいて説明)

#### (4) 主な意見

##### (A委員)

- ・ 指針策定の考え方は、コミュニティに外部から不審者が侵入し、犯罪を起こすことを前提としているように読める。最近発生した、子どもをターゲットとした長浜の事件や秋田県藤里町の事件では、地域内の人間関係の中で発生している。この4指針は、そういった事件に対して対応することができるのか疑問に感じた。

##### (事務局)

- ・ 指針の根拠である「地域安全まちづくり条例」の基本理念は、住民、地域団体、事業所などが連携し、地域の連帯感、地域力を向上させることによって、安全で安心な兵庫を実現することである。この条例の基本理念を念頭に置いて、犯罪を防止するためのガイドラインでもある4指針に沿って、それぞれの主体が活動すればよいと考えている。

( B 委員 )

- ・ 犯罪学の分野では、犯罪原因論と犯罪機会論があり、犯罪原因論による解決は、非常に時間がかかるとされている。一方で、日常的に犯罪の機会を無くし、又は少なくして、犯罪被害に遭わないようにするという考え方が犯罪機会論である。これら指針は、こういった考え方にのっとり、防犯環境を整えるための手法として、検討されているのだと思う。

また、犯罪原因論の考え方に基づき、犯罪者を生まない、犯罪が起こった時の横の連絡といったことを考えることも非常に大事なことである。

( A 委員 )

- ・ 地域安全まちづくり条例を根拠とするならば、犯罪機会を少なくするための環境整備が主要目標になると思う。しかし、現実問題としては、次々とそういった事件が起こっているので、このようなことに対しても、どこかで目配りがあればと思った。

( 部会長 )

- ・ この指針で、A委員からご指摘されたところは、少し難しいように思う。考えるとしても、別のフレームで考える方がいいような印象を受けた。
- ・ 「子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針骨子案」について、ご意見をお伺いしたい。

( A 委員 )

- ・ 指針骨子案「4 子どもの安全を確保するための体制整備」、「学校の設置者等」、「不審者情報の迅速な提供方法の確立」に関連して、最近、各地の警察などで、保護者等の携帯電話に不審者情報を流しているが、こういった情報が多量に流れると、かえって不安感を高めてしまうという意見もある。

また、最初の不審者情報の後、どうなったのかを改めて流すことも検討する必要がある。

( 事務局 )

- ・ 昨年度から、県警察で実施している「ひょうご防犯ネット」については、県警生活安全企画課において、不審者等情報等の内容を吟味し、緊急情報又は検挙情報も含めた参考情報として、プライバシーにも配慮して流されている。県教育委員会では、「ひょうご防犯ネット」の活用について、県内の学校にもPRしており、各学校では、有効に活用されている。

また、県警の「ひょうご防犯ネット」以外にも、市町独自で不審者情報を配信しているところもある。

( A 委員 )

- ・ 「ひょうご防犯ネット」は、どれくらいの人が登録されているのか。

(事務局)

- ・ 20万人まで登録が可能で、現在、約3万人の人が登録されている。また、各種情報を配信する場合、単に流すだけでなく、すべて、被害にあった子どもの親又は家族の同意を得て、プライバシーに配慮して、不安感の解消にも努めている。
- ・ 「ひょうご防犯ネット」は、登録する際、地域を限定することができるので、無差別に情報が入らず、非常に活用しやすいシステムである。

(C委員)

- ・ 地元の警察署では、小学校からの不審者情報等をもとに、安全マップを作成し、青少年育成団体やPTAに情報を流している。学校としても、安心して「ひょうご防犯ネット」を活用している。

(B委員)

- ・ 各学校では、犯罪から身を守ることはもとより、子どもの虐待防止を含めた各種防犯教室が実施されている。そういった取組が指針の中にも反映されているのか。

(事務局)

- ・ 既に各小学校では、いろいろな形で防犯教室が開催されている。指針では、「3 安全教育の充実」において、「学校の設置者等は、警察と連携して防犯教室を実施」として盛り込んでいる。

(B委員)

- ・ 不審者に対する対応ばかりではなく、身近な大人への対応については、難しいとは思いますが、これらも含めて「3 安全教育の充実」の中で対応してもらえればと思う。

(A委員)

- ・ これまで子どもには、不審な人、知らない人に気をつけるように言えばよかったが、今は、知っている人が怖い場合もあるので、難しいとは思いますが、そういったことも含めた取組ができないか。

(事務局)

- ・ 県下では、約9割の小学校区で「子育て応援ネットワーク」とか、地域で家庭を応援する「地域女性団体ネットワーク」ができています。このネットワークは、小さい子どもがいる家庭に、地域のお母さん方がちょっと目配りして、虐待の信号・シグナルを察知し、こども家庭センターに情報をつなげていくといったシステムです。

(部会長)

- ・ 地域による子育て支援といったネットワークづくりが進んでいるのであれ

ば、それらのシステムとうまく連携して、地域力を発揮させていくことが大切である。

(D委員)

- ・ 全体を通して、各主体ごとに、それぞれの場面における対応・行動について、かなり具体的に示されている。しかしながら、各主体の活動は、単独で成り立つものではなく相互に連携し合い、地域で一緒になって考えることが必要なのであるが、この指針には、そのようなニュアンスが直接出ていない。そのような点を踏まえ、指針の内容を検討すべきである。  
つまり、各主体が取り組むべき事項について、それぞれがどのように考えるかではなく、みんなで一緒に考える中で具体化するということである。それは、指針には直接出てこないが、指針の裏から支えているのである。
- ・ 各主体ごとに重複しているものの、各主体ごとに整理して書いている方が、指針としては使いやすいという印象を持っている。

(A委員)

- ・ 指針骨子案「3 安全教育の充実」、「学校の設置者等」、「工 極力一人にしないという観点からの登下校の指導」に関連して、警察庁の統計によれば、子どもを対象とした略取誘拐事件の発生場所は、自宅から100メートル未満が一番多くなっている。従って、子どもの登下校の付き添いはしているものの、自宅近くで子どもが一人になってしまう。このあたりは、どうしようもないということか。

(事務局)

- ・ 秋田や栃木の事件でも、自宅近くで発生していることもあり、「自宅まで注意しながら帰りなさい」と、繰り返し指導していかざるを得ない状況にある。
- ・ 低学年の保護者には、自宅近くに出て子どもを迎えていただくとか、地域の人には、登下校時間帯における家のまわりの掃除や犬の散歩などによって、地域の目を光らせ、子どもが安全に家まで帰れるような方策を講じる必要がある。

(部会長)

- ・ 子どもの下校時間帯は、登校時と違って、地域での見守りは難しいところがあり、学校や保護者のみで対応しきれるものではない。学校、保護者、地域が、できるだけ細かなところまで目を行き渡らせるための「問題意識」を持って、考えていくことが大切である。
- ・ 指針としては、こういう書き方しかできないと思うが、自宅から100メートル以内が一番危険ということにも配慮して、指針の趣旨を周知していくことが必要である。

(C委員)

- ・ 学校では、保護者や地域の人に対して、子どもの下校時間帯に外へ出たり、洗濯物を取り込んだり、また、買い物に行くとか、いろいろな形で子どもたちの様子を見てほしいとお願いしている。
- ・ 神戸市内の小学校では、「学校管理員」と呼ばれている校務員2名が、子どもの下校時間帯に校区内をパトロールして、子どもの安全確保に協力している。また、1年生から6年生まで、学年別に色分けしたシールを地図上の自宅の場所に張り、下校時に子どもが一人になる危険な場所を特定できる個別マップをつくっている学校も増えている。

(部会長)

- ・ 続いて、「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針骨子案」について、ご意見を伺いたい。

(E委員)

- ・ 新築又は改修する場合の対応は、きめ細かくよくできていると思う。一方、改修のない既存住宅の場合、防犯体制といったことしか踏み込めないのかと思った。

(事務局)

- ・ 指針に示された措置をすべて行うには、新築でないと難しいと思うが、例えば、窓の部品の設置又は取替えなどは、ホームセンターで部品を購入することで対応が可能である。このように、指針には、ちょっとした機会に取り組める部分も含まれている。

(D委員)

- ・ 前回の部会でも発言した「地域性の問題」についてであるが、「第1 通則」において、「2 基本的な考え方」、「(5) 本県は、大都市部から中山間地域にいたる多様な・・・」と書かれているように、確かにそのとおりである。しかしながら、もう少し具体的に踏み込むことはできないのだろうか。

具体的な対策をとるためには、共同住宅又は戸建て住宅としての個別の問題よりも、それがどの地域にあるのか、あるいは、道路とか周辺環境の違いの方が強い影響が出てくると思われる。この指針案では、「それぞれ考えなさい」としか書いてないが、この指針を必要とする人に対して、地域情報が盛り込まれ、地域性に対する考え方の違いとか、地域、場所に応じた有効なアドバイスができればと思う。

- ・ 全体的として、設備依存的に読めるところが何箇所もある。やはり、住宅とか住宅地の設計計画を行う場合、「空間の力」でどこまで行うかが基本になるべきであり、「空間の力」でどうしても対応できない部分のみ、設備の力を借りるべきである。安易に「設備の力」に依存しないことが、むしろ犯罪に強い設計計画に結びつくと考えている。

これは、書きぶりだけの問題かもしれないが、できるだけ、ニュアンスが

出るように書いていただければと思っている。

- ・ 一戸建ての駐車場の照明部分では、センサーライトが有効であると書いているが、共同住宅の駐車場を含めた共用部分については、照明のことは書いているものの、センサーライトには触れていない。

省エネルギーとの関係から、共用部分を常に明るくすることが最適かどうかは分らないが、何ルクス以上にしてとにかく明るくすればいいという話ではない。全体として限られたエネルギーをどう使うかというときに、単に、何ルクス以上必要だと書くより、メリハリをつけ、ある考え方をもって防犯に有効な照明計画のあり方はこうだというような思想が出ている方がいい。

- ・ 団地型住宅のオープンスペースは、「空間の力」とのかかわり合いもあり、オープンスペースにメリハリがなく、領域性が欠如している部分が多い。どのようにオープンスペースの設計をするかが重要であるため、できればその部分についてもう少し強調していただければと思う。

#### (事務局)

- ・ 地域性に応じた取組については、すぐ指針に反映できないかもしれないが、地域性といったものが住宅・住宅地の防犯性にどのように影響するのかを調査したいと思う。
- ・ センサーライトについては、戸建て住宅の敷地や駐車場の部分で触れている。しかし、マンションの共用部分におけるセンサーライトの整備については、他府県の指針でも見当たらなかったため記載していない。今後、マンションにおけるセンサーライトの整備については、ヒアリング等を通じて検討していきたい。
- ・ 敷地内のオープンスペースにおける領域性の確保については、D委員のご意見に沿った考え方で書いたつもりであるが、設計者とか住宅整備者に対して、その趣旨が伝わるということが重要であることから、もう少し工夫したいと考えている。

#### (D委員)

- ・ 具体的には、「第3 共同住宅」、「1 住宅建設の計画」、「(2) 敷地内の配置計画・動線計画」、「敷地内の配置計画」で書かれている「監視性の確保、領域性の強化」について、次の「2 共用部分の設計」で、こうした考え方に基づく技術的な対策がどこかに書いてあるのだろうかと思った。例えば、通路の部分には、こうした考え方に合うように書かれていないように思われる。ただし、オープンスペースの設計という点では、「(9) 通路」とか、「(10) 児童遊園、広場又は緑地等」で、少し表現されているようであるが。

#### (A委員)

- ・ 「第6 居住者等の防犯意識の醸成及び連携による取組」に関連して、共同住宅の中でも分譲マンションか賃貸マンションかによって、違ってくると思う。領域性のことを英語では「テリトリアリティ」といい、「私の物」と

いう所有の意識と強くかかわっている。

我が物と思えば、防犯の意識も高まるが、自分の物でない、借り物だと思っている人の防犯の意識は、それほど高まらないと思う。そういった場合、建築設計の分野では、自分の所有でなくても、心理的な所有感を高めるようなデザインについて考えておられることを聞いたことがある。心理的所有感を高めて、防犯意識をさらに強める設計とは、どのようなものか。

(D委員)

- これは、物の利用と密接にかかわっている。使わないところは余り親しみも湧かないが、ふだん使っているところは、賃貸住宅であれ分譲住宅であれ、親しみが湧いてくるものである。

これまで、何度も実施した同様の調査では、賃貸住宅であっても、自分がふだん使っているところは自分の領域と考えているという極めて自然な結果が出ている。

- 「使う」ということは、実際にそこに人が足を踏み込んで使うということもあるが、見えるという意味で利用しているところも当然含まれている。あまり関心を寄せないところが、使っていないところということである。

人が関心を寄せていないところがあってもいいのだが、全員の領域を重ねたときに、誰も関心を寄せないところが団地の中に多くあれば、その空間の性格がはっきりしないことになる。外の人から見たときに、そこがどう見えるかということが、かなり重要だと思う。

外の人から見て、そこが入りにくいところであれば、それなりの位置づけが出てくるのかもしれないが、近代につくられた住宅団地は、内から見ても外から見ても性格がはっきりしない場合が極めて多い。そういうところがメリハリがないオープンスペースになっているように感じている。結局、利用との関係をもう少し考慮していくことが大事であり、入ってはいけないところと、入ってもいいところは、誰が見てもわかるように設計されている必要があるということである。

(B委員)

- 「領域性の強化」については、国交省の指針でも具体的に出てこない。結局、見通し、明るさといったものが中心となっている。

「領域性を強化する」という面では、D委員の発言のように、何ルクスとか、一言で言えるものではなく、しかも、それを設計で行うとしても、設計者によってやり方が違うし、いろいろなメニューがあるかもしれない。また、そういう部分を指針として書き過ぎると、設計者の自由度を奪うことにもなるので、書きにくい面があるのだと思う。

- 領域とは、そういう意識を醸成するような空間ということになるが「規模」にもよるのではないかという議論がある。

例えば、一棟30戸程度と100戸程度のマンションでは、どちらが顔見知りになりやすいかを比較した場合、非常に単純ではあるが、小さいグループの方が顔見知りになりやすい。そうすると、お互い日常的に会う人もわかるので、

不審者の識別がしやすい環境ができるのである。そういう意味で、ある程度大き過ぎない規模ということである。大き過ぎない規模の程度については定められてないが、20～30戸位までが一つの目安と書いている文献もある。その一方で、400戸位の超高層マンションなどでは、設備とか、人的な警備とかで手厚く防犯対策が行われていることが多い。

結局、建物の規模、形状に応じて、対策を考えなければならないのであるが、建築計画として、具体的な基準を示すのは難しい。ただし、見通しも領域性と密接な関係にあり、そこが見えているかどうかということも非常に大事である。

- ・ もう一つは、見ているも見えていない場合もある。見ているものにどのような問題が起こっていることを認識できるかどうかは、別の問題である。見ているものの状況が良いか悪いかの判断は、領域性にかかわってくると思う。

#### (D委員)

- ・ 近代的な都市計画論では、公的な空間から私的な空間までを段階的に構成しなければならないという考え方がある。それは、空間構成論としては非常にわかりやすく、日本のニュータウンは、この「段階構成論」によってつくられてきている。しかし、これには領域性の観点から見ると落とし穴がある。

一方、既成市街地は、一見は段階的に構成されていないが、公的な空間、共同的な空間、私的な空間が幾つかのグループでできている。しかし、それを地図上で見ると、きれいに枝分かれしているようには見えないのが既成市街地の空間構造である。一方、ニュータウンの空間は、それが非常にきれいに枝分かれしている。

そこで、どちらが安全か、どちらが居住安定性が高いかを考えると、必ずしも、段階的にできたものが安全で居住安定性が高いとはならないことが、ある時期から言われ始めてきた。要するに、既成市街地の中の公共、私との関係とは、入れ子構造のようなもので、順番に並んではないが、それなりの領域が重なり合い、いろいろな意味で人の生活をサポートする仕組みがあると思う。ところが、現在の集合住宅のつくり方は、近代の都市計画論にまだまだ縛られており、そのツリー構造の段階構成論が脈々と続いている。

これに対して、どうすればいいかというトライアルは幾つもあるものの、具体的には難しいところがある。つまり、段階構成論の欠点を、どこまで自覚して設計又は改修をしたりするかということが、領域という視点からいうと大切である。そういう物の見方が行間に入っているくらいしか、ここでは表現できないと思うが、単純に段階的に行うだけではないというようなメッセージが少しあればよいと思う。

#### (B委員)

- ・ 「第5 住宅地」、「1 住宅地整備の計画」、「(2) 住宅地の全体計画」に示された、「住宅地の規模に応じて、警備員が当該住宅地内又は当該住宅地付近に常駐し、定期的に巡回するシステムの導入を検討」という部分に関連して、最近、「セキュリティータウン」と呼ばれる住宅地が開発



され始めている。確かに、一定の規模以上になると、個々の負担が少なくなり、実現可能であると思うが、本当にこういったことを推奨していくことがいいのかと、少し疑問にも思う。

(D委員)

- ・ 「警備員の力への依存」又は「地域の力」ということか。

(B委員)

- ・ この問題は、地域に住んでいる人の選択肢になると思う。もちろん犯罪の発生状況にもよるし、地域によっては高齢化が進み、地域の安全を確保するために、どこかへ委託しなければならない状況も起きる。

防犯カメラの設置と似たような部分でもあり、防犯を自力でやるか、機械に頼るか、あるいは人に頼るのかということである。

(事務局)

- ・ ご指摘いただいた点については、レアケースというか、かなり先進的な取組であると思っている。ご意見を踏まえ、指針のレベルや他の項目との横並びなども含めて検討する。

(B委員)

- ・ これまで、10都道府県で行われてきた「防犯モデルマンション制度」が、本年から、全国的に「優良防犯モデルマンション」として、進められるようである。今後、増加するであろう「優良防犯モデルマンション」の設計・審査基準と、本県の指針との関係について留意すべきである。

(事務局)

- ・ 国において検討されている優良防犯モデルマンションの基準は、既に国交省で定めている共同住宅の基準と同じものになると理解している。お示ししている本県の指針案は、国の共同住宅の基準との整合に配慮しているので、大きくは異なることはないと思う。

(C委員)

- ・ 「第3 共同住宅」、「2 共用部分の設計」、「(10) 児童遊園、広場又は緑地等」等において、遊戯施設等の公園施設等の配置について書かれているが、子どもの安全を考えたとき、遊具の配置等に関する問題もあるが、遊具の固定方法など、遊具自体の安全性も大切な部分と思うが。

(事務局)

- ・ 公園における子どもの安全を考えれば、子どもたちが安全に遊べる遊具が必要ではあるものの、この指針は、地域の防犯対策のための指針であることから、ここでは触れないこととしている。

(部会長)

- ・ 次は、深夜営業店舗の指針ではあるが、住宅、住宅団地の指針の中で、道路・公園・駐車場等について、ご意見が出ていることもあるので、先に「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針骨子案」について、ご意見を伺いたい。
- ・ この指針についても、道路、公園、駐車場等の施設ごとにまとめているが、主体という意味では、それぞれ大きく異なり、また、地域性というより、いろいろな道路・公園がある中で、どういう指針をつくるのか、悩ましいところである。

(A委員)

- ・ 子どもを対象とした略取誘拐事件の発生場所は、警察庁の統計によると、圧倒的に道路が多い。道路の指針では、できる限り死角をなくし、見通しよくすることが必要だと思う。  
また、道路は、地域住民が集まる公共空間であり、地域住民が道路へよく出れば、子どもの連れ去り事件の発生も抑止できると思う。そのためには、指針骨子案にも書いているように、フラワーポットの設置、アドプト制度の導入などは、これらに対して大変プラスになる。

(D委員)

- ・ 道路の部分では、「歩道と車道の分離」とあるが、これは、車道に犯罪者が存在し、歩道を歩いている人に対して何らかの犯罪行為を企てることを想定した考え方が。

(事務局)

- ・ そのとおり、ひったくり等の防止をイメージしたものである。

(D委員)

- ・ この指針は、そういった犯罪が起きないように、歩道と車道の境界のつくり方について示したものと思う。しかし、実際には、歩道がとれない道路がたくさんあり、歩道と車道を分離することが常にいいとも言えない。
- ・ フランスの建築家ペレが実現した近代的な建築としてのニュータウンは、犯罪の危険性が高いところでもある。歩道と車道の分離と書いてしまうと、歩道と車道を分離することが常にいいように解釈されることにもなる。ここに書いていることに異存はないものの、歩道と車道を分離することが、必ずしも犯罪や危険性を低くするとは言えないと思うので、少し書き方を工夫していただきたい。

(部会長)

- ・ どういうことを意図して、歩道と車道を分離するのか、もう少しわかるように書き方を工夫していただきたい。
- ・ 道路や公園は、その置かれた状況や使われ方によって大きく事情が異なるため、どのような指針にすればいいのか難しい。特に、公園は、防犯性だけ

でつくれるものでなく難しいと思う。

- ・ この指針についても、指針をどのように受けとめてもらい、こういった事柄に配慮してもらうのかといったところの工夫が必要だと思う。しかしながら、基本的な公共行政としての道路、公園と、どちらかといえば民に近い駐車場、駐輪場の受けとめ方は違うため、指針の普及方法についても工夫が必要だと思う。

(D委員)

- ・ 「第3 地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくり」の中で、「ウ 電球の球切れ等、施設内の維持管理上の問題・・・」とあるが、電球の球切れを発見した時、設置管理者に連絡するように書くことが、なぜ、地域住民に愛着を持ってもらえることにつながるのか。

(事務局)

- ・ 地域の方は、防犯灯や街路灯の球切れに対して、いつも注意をしているものの、球切れを発見した場合、管理者等の連絡先が分からないといったご指摘がある。防犯灯の球切れを発見した場合の通報先を明示することが、「愛着を持って」ということには、直接結びつかないかもしれないが、施設の維持管理をする上で、地域の人に、防犯環境により関心を持ってもらうために盛り込んだものである。
- ・ 玉切れを放置することは、その地域の防犯意識のバロメーターでもあり、いずれは犯罪につながっていくことにもなる。そういった意味で、維持管理の責任を明らかにして、球切れを発見した場合の連絡先を明示することが、いわゆる愛される施設づくりにもつながるという考え方である。

(B委員)

- ・ こういった取組は、アドプト制度も含めて、落書き消しなどと同様に、「割れ窓理論」と言われている。そういった環境のほころびのようなものを早く見つけることが、将来の犯罪被害、被害の拡大を防止することができるという考え方であり、愛着の持てる環境づくりそのものという気がする。

(D委員)

- ・ 少なくとも、かぎ括弧で「電球の球切れ等・・・」と書かない方がいいと思う。このように書くと、これ自体が抑止力につながるという意味で書かれているように思う。球切れが継続している状態で、このように書かれていること自体、もっとまずいのではないかと思う。要するに、実質的に電球が替えられるように書けばいいのではないか。

(B委員)

- ・ 同じような考え方で、空地の管理も重要だと思うが、これはどこかに書いているのか。

(事務局)

- ・ 住宅の指針の中に、空地や空家について、適切な管理に努める旨を記述している。

(部会長)

- ・ 予定の時間になってしまったので、深夜営業店舗の指針は、次回に説明させていただきます。